

上関町ファミリーカー購入費補助金交付要綱(案)

(趣旨)

第 1 条 本要綱は、子育て世帯の生活基盤の安定を図るとともに、その移住及び定住を促進することにより本町の活性化及び少子化対策の推進に寄与するため、ファミリーカー購入費補助金(以下「補助金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の対象者は、次の各号のいずれも該当する者とする。

- (1) 申請時点において、未成年の子が 3 人以上居住している世帯で、家族全員が本町の住民基本台帳に同一世帯として、記録されている者。
 - (2) 本人及び世帯に町税等の滞納がないこと。
 - (3) 前 2 号の納付情報及び住民情報を調査することに同意できること。
 - (4) 購入後も引き続き 5 年以上居住する意思を有する者。
 - (5) 車両購入後、5 年間は毎年本人所有物であることのわかる書類を提出する意思を有する者。
- 2 過去にこの補助金の交付を受けたことのない世帯であること。

(補助要件)

第 3 条 補助を受け購入しようとする車両(以下「車両」という。)は、次の各号いずれも該当する車両とする。

- (1) 乗車定員が 6 人乗り以上の普通乗用車及び小型乗用車であること。
- (2) 新車であること。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 基本額 50 万円
- (2) 加算額 上関町が実施するマッチングイベントを通じて成婚した場合は、さらに 10 万円を加算する。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、上関町ファミリーカー購入費補助金交付申請書(様式第 1 号)により、次の必要書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 車両の見積書
- (2) 車両のカタログの写し

- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、上関町ファミリーカー購入費補助金交付(不交付)決定兼通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定により申請があった時は、これを審査し、適当と認めた場合は、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(完了報告)

第8条 申請者は、車両の購入が完了した場合、速やかに上関町ファミリーカー購入完了報告書(様式第4号)により、次の必要書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 車両が申請者の所有物だとわかる書類の写し(車検証等)
- (2) 車両購入における申請者本人の支払い履歴等がわかる書類の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の取消及び返還命令)

第9条 補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は補助金の全額又は一部の交付決定を取り消し、上関町ファミリーカー購入費補助金交付決定取消通知兼返還請求書(様式第5号)により、申請者に請求するものとする。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請その他不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。
- イ 交付を受けた日から3年未満に他の市町村に転出したとき。
- ウ 車両を1年以内に売却したとき。

(2) 半額の返還

- ア 交付を受けた日から3年以上5年未満に他の市町村に転出したとき。
- イ 理由もなく第2条1項5号における書類の提出がないとき。

2 町長は、前各号のいずれかに該当するもので、やむを得ない特別な事情がある場合は、当該補助金の返還を免除することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。